

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	赤ちゃん誕生祝金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例第6条	
処分基準	根拠条項	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年3月25日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○栃木市赤ちゃん誕生祝金条例</p> <p>(祝金の返還)</p> <p>第6条 市長は、偽りその他不正な手段により祝金の支給を受けた者があるときは、支給した祝金の返還を命ずることができる。</p>	